

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月27日 11時30分ごろ
発生場所	高知県土佐市宇佐港 宇佐港導流堤灯台から真方位221°830m (概位 北緯33°26.4′ 東経133°26.5′)
事故の概要	プレジャーボート第二嘉丸は、漂泊中、また、プレジャーボート CENTER FRAT 2は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月8日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 第二嘉丸、5トン未満（長さ5.29m） 282-12548高知、個人所有 B プレジャーボート CENTER FRAT 2、5トン未満（長さ4.96 m） 282-11756高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船外機に脱落、船尾部外板に凹損を伴う擦過傷 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、宇佐市所在の 宇佐大橋北東方沖で船外機を止め、船首が南西方に向けた状態で漂泊 し、釣りを始めた。 A 船は、船長Aが、船尾方から間近に接近するB船を認め、大声で 止まるよう叫び、船外機を作動させようとしたものの、左舷船尾部と B船の船首部とが衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」とい う。）2人を乗せ、宇佐港南方沖で釣りを終え、帰航する目的で、約 10ノットの速力で、船首が浮上して船首方が約30° 死角となる状 況で北西進した。 船長Bは、操縦スタンド後方で腰を掛けて操縦に当たり、同乗者1 人が船首部で後方に向けて腰を掛けており、船首方が見通せない状況 で北西進中、船長Aが叫ぶ声に気付き、慌てて機関を後進としたもの の、B船はA船と衝突した。 船長Aは、周囲にA船に向かって来る他船を見掛けなかったため、

	<p>釣りに集中していてB船の接近に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、船首部に同乗者が腰を掛け、また船首の浮上により船首方に死角が生じている中、船が多い時間帯ではないので、前路に他船はいないと思って航行を続け、船長Aの大声で注意を喚起されるまで漂泊中のA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、漂泊中、船長Aが、漂泊中のA船に向かって来る他船はいないと思い、釣りに集中して漂泊を続けていたことから、B船の接近に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首方に死角が生じた状況で北西進中、船長Bが、前路に他船はいないと思って航行を続けたことから、A船に向かう針路となってA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が船首方に死角が生じた状況で北西進中、船長Aが釣りに集中して漂泊を続け、また、B船が、船長Bが前路に他船はいないと思って航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船首浮上により死角が生じる場合、同乗者に船首部で見張りに当たらせること。 ・ 漂泊中においても、頻繁に周囲の見張りを行うこと。